告示

○総務省告示第百六十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十二年四月二十日　総務大臣　原口　一博

第2の国内周波数分配の脚注J80に次のただし書を加える。

ただし、第3の超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

第3を次のように改める。

第3　超広帯域無線システムの無線局の周波数表

3400MHz以上4800MHz未満[1,2]
7.25GHz以上10.25GHz未満[1,2]
22GHz以上24.25GHz未満[2,3]
24.25GHz以上29GHz未満[2]

1　この周波数帯の使用は、屋内に限る。

2　この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

3　この周波数帯の使用は、平成28年12月31日までに限る。ただし、同日において現存する超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

○総務省告示第百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百三十三号（構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十日　総務大臣　原口　一博

第三項を次のように改める。

3　超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
4.1GHz	3.4GHzから4.8GHzまで
8.75GHz	7.25GHzから10.25GHzまで
26.625GHz（注）	24.25GHzから29GHzまで（注）

注　この告示の日から平成28年12月31日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHzから29GHzまで」を「22GHzから29GHzまで」とする。

○総務省告示第百六十六号

無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第四十七号）附則第三項の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十二年四月二十日　総務大臣　原口　一博

一　超広帯域無線システムの無線局の無線設備であって、二三・六GHz以上二四GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、仰角が三〇度以上の範囲において、任意の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が（一）四一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から二五デシベル以上低い値であること。

二　超広帯域無線システムの無線局の無線設備であって、二二・二GHz以上二二・五GHz未満又は二三・六GHz以上二四GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、次の表の上欄に掲げる電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所からの離隔距離がそれぞれ同表の下欄に掲げる距離以下の範囲内において当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有すること。

電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所	距離
長野県南佐久郡南牧村野辺山四六二番一号 東経　一三八度二八分二三・二秒 北緯　三五度五六分四〇・九秒	八km
鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二一五五番地 東経　一三〇度三〇分一八秒 北緯　三一度二八分　四秒	五km
北海道苫小牧市字高丘（北海道大学苫小牧研究林内） 東経　一四一度三五分四九秒 北緯　四二度四〇分二五秒	一七km
岩手県水沢市星ガ丘町二番一二号（国立天文台ＶＥＲＡ観測所内） 東経　一四一度〇七分五七秒 北緯　三九度〇八分〇一秒	一四km
東京都小笠原村父島字旭山 東経　一四二度一三分〇〇秒 北緯　二七度〇五分三一秒	一km
鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三 東経　一三〇度二六分二四秒 北緯　三一度四四分五二秒	一一km
沖縄県石垣市登野城嵩田二三八九番一 東経　一二四度一〇分一六秒 北緯　二四度二四分四四秒	二km